



お子さまが自転車で通行中の人とぶつかってしまった。

相手の方へはどうする？



相手の方は緊急搬送され、
病院に1ヶ月入院。
退院後も後遺症が残るかも
しれないといわれた。

「個人賠償責任補償」で
相手の治療費や慰謝料などを
お支払いいたします。

- ◎「個人賠償責任補償」は対人・対物補償となります。
- ◎相手の方への補償は、ご家族の方々が起こした事故でも同様にお支払いいたします。(職務中を除く)
- ◎こども総合保険のすべてのプランに、「個人賠償責任補償」がセットされています。

お子さまのケガは？



ぶつかった衝撃で転倒し、
ケガを負った。キズの
消毒などで7日間病院へ
通院をした。

ご加入のお子さまご本人には
通院日数 × 保険金額 (※)
をお支払いいたします。

※ご加入のプランにより、保険金額は
異なります。

(お支払いする保険金の例)

AKプランの場合

7日間の通院 × 2,000円 = 14,000円

◎ご家族の方のおケガは補償されません。

お問合せ先〈制度取扱代理店〉

株式会社コーリン(熊本県PTA連合会保障制度事務局)

通話料無料 0120-228-553

受付時間/平日 午前9:00~午後5:00

インターネット資料請求

右のQRコードから、資料請求が可能です。

